

議案第46号

兵庫県市町交通災害共済組合理約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、兵庫県市町交通災害共済組合理約の一部を次のとおり変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月4日提出

多可町長 吉 田 一 四

兵庫県市町交通災害共済組合理約の一部を変更する規約

兵庫県市町交通災害共済組合理約（昭和43年兵庫県指令地第1419号許可）の一部を次のように変更する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、平成32年3月31日までに共済期間が終了するものに限る。

附 則

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、交通災害共済事業に関する事務を共同処理する。<u>ただし、平成32年3月31日までに共済期間が終了するものに限る。</u></p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、交通災害共済事業に関する事務を共同処理する。</p>